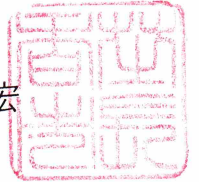


香 業 第 7 3 号

令和 5 年 9 月 6 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和 5 年 8 月 24 日付で香芝市議会基本条例に基づき提出された質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

質問① 法定協議会の会長（議長）とは、法定協議会の会議において、その秩序を維持し、議事を整理し、事務を総理し、法定協議会を代表する職務権限をもつ者と解せられる。

その会長の権限の一つである議事整理権については、議事日程の決定、開議宣告、議題の審議の進行管理、散会、延会の宣告等会議の運営主催者として議長に与えられた権限と合議機関としての公正公平な運営、秩序を保つことは勿論のことである。

尚、法定協議会の議長は、地方自治法第 252 条の 2 の 2 の各項の規定により設置され、第 252 条の 3 の規定により組織され、その運営に関することは法第 252 条の 4 の規約（以下「規約」という。）で定められる。すなわち、法定協議会の会長及び委員は、規約の規定の趣旨を遵守しなければならない。

然るに、第 1 回協議会では、会長から示された議題があるにも関わらず、突如として別の審議事項を発出し、その時に配布された文書は、法定協議会事務局も認知していないという状況であったと聞き及ぶ。

まさしく、これらの会長の行為は、議事整理を行う立場に有るにも関わらず、自ら会議を妨害した行為であるとの意見も多く承る。

そこで、第1回法定協議会に参加していた水道管理者（市長）にお聞きする。それらの規約違反と思える突然の議題外の意見を発出する行為に対して、議事進行に関する動議または議長の職権乱用等の指摘の意見は行ったか、その事実を示されたい。また意見していない場合は、なぜ意見を行わなかったのかの理由を示されたい。

【回答】

知事から、冒頭の挨拶の中で発言された懸念事項等については、挨拶の一環としての私見を述べられたものと理解しています。当日の協議会では、挨拶の後に予定されていた「令和5年度以降の検討体制」の議事については協議が始められ、その内容について、私から意見を述べておりましたが、他の首長より知事冒頭の挨拶の中で発言されたことに質疑が集中し、結果的に協議は次回に持ち越しとなりました。

当日は法定協議会発足後初めての協議会で、また知事が代わられたこともあり、県域水道一体化に進んできた行程を事務局から十分な説明を受けてから次回の協議会を開催していただきたいと、参加した全ての首長からの要請となりました。知事が冒頭述べられた内容は今後検討部会で協議していく内容と思われることから、特に意見は述べませんでした。

質問② 上記の質問「①」に関連して、水道管理者にお聞きする。規約第9条第4項には、「会長は議長となる」と規定される。即ち、上記した議長の議事整理権に対して疑義が沸かない理由があると解することはできない。そこで、法定協議会の会長の一方向的な協議会運営に関し、水道管理者はどのような疑義を持たれたのか。その理由を述べられたい。

【回答】

協議会の会長であり、会議の議長である知事が冒頭挨拶での発言により、予定されていた検討会での中身の議論が出来なかった事は誠に残念で、結果、会議の進行の妨げとなったことに疑問を感じております。

質問③ 令和5年8月23日の奈良テレビの報道では、会長は法定協議会を年内に開催したいと語られていた。然しながら、第1回目の法定協議会の議題は十分に行われていない。当然に水道管理者は、先の香芝市議会9月議会において審議に必要な説明を行う義務がある。また法定協議会は、議題外審議（動議）においては、過半数以上の合議が必要であり、その行為も行われていない法定協議会であったことから、規約第9条第2項では、1/3以上の会議招集の求めがあった場合、協議会は招集しなければならない。即ち、未熟な審議に終了した法定協議会は再度開議する必要があると解する。

そこで水道管理者にお聞きする。水道管理者は、第1回法定協議会の議題に関する審議は、未熟であったと解するか、それとも十分であったと解するか、端的に回答されたい。また、未熟と回答の場合、規約第9条第2項による開議請求を行う考えはお持ちか、示されたい。

【回答】

協議会の議題に関する審議については、令和5年度以降検討部会設置後の具体的検討項目についての内容であったと理解しています。その中での協議検討項目の洗い出しを行った上で、次回以降の協議会に反映されるものと理解しています。

論点等を整理したうえで、次回の協議会を開催することで出席された市町村長全員が同意されていますので、ご質問にある規約第9条第2項による開議請求を改めて行うことは考えていません。

現在、第2回法定協議会の開催を10月で調整中と聞いております。

質問④ 第1回法定協議会では、会長から配布された文書が存在した。その文書の記載される内容のグラフにおいて、純資産（負債）と示されたグラフを記載し、一部の会計数値では間違っていないが、この数値一つを用いて、水道事業の負債と指摘することは、地方公営企業法第3条及び第4条の意味を理解していないとの多くの指摘が届く。香芝市水道管理者は、この配布文書による「負債」との表現に関し、どのような認識をしているのか、示されたい。

【回答】

配布された文書の「負債」という表現については、財政シミュレーションを基にしたグラフから端的に資金期末残高から企業債残高を差引きした数値であり、企業団の財政状況を表しているものとは理解しておりません。地方公営企業会計の貸借対照表では、資産＝負債＋資本であり、負債の一部である企業債残高だけで経営状況を判断することは出来ません。ご質問の通り、地方公営企業法の第3条及び第4条では、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する経営が求められています。この財政シミュレーションにおいても、企業債残高が経営に対して過度な負担とならないように、企業債残高の上限を給水収益に対して300%に設定されていますので、企業団の経営には問題無いものと考えています。

質問⑤ 水道管理者は、法定協議会設立に係る手続きで、香芝市議会に議案を提案し、議会としても付議し、審議の結果、可決に至っている。然るに第1回目の法定協議会の審議状況を鑑みると、議会の審議に要した説明とは異なることは明らかであり、原則としては議会説明以外の協議が進められることはあり得ない。

そこで、水道管理者は香芝市議会に説明を行った内容と異なる法定協議会の運営は、市民への背信行為になる恐れもあるが、その認識を示されたい。

【回答】

法定協議会参加にいたる香芝市議会での審議で、事務局から提示された財政シミュレーションでは、参加予定の全ての団体に料金のメリットがある、また老朽管等の施設更新も国・県の補助金を用いて施設更新事業が進んでいくという説明のもと、議決を戴いています。今回の法定協議会の協議については、令和5年度中に詳細を決めていく項目の一部と捉え、県域水道一体化が最も効率的・効果的なものとなるように今後も協議を進めて参りたいと考えています。

質問⑥ 水道管理者は、この第1回法定協議会の疑義について、歪曲することなく香芝市議会に説明をされるのか。また、今後どのような姿勢で法定協議会に参加されるのかは、議会は勿論、市民に知らしめる必要がある。その姿勢について、明確に説明されたい。

【回答】

第1回法定協議会では、企業団設立後に疑念を残さないために問題点を洗い出し、協議会内の検討会で議論を深め、今後設立される企業団が市民に対して、水道水を出来るだけ安価で、安全で安定した供給となるように議論を重ねて参る所存です。協議された内容については、議会・市民の皆様は随時報告して参りたいと考えています。